

## 特定研究プロジェクト2 2004年度第1・2・3・5・6回研究会

ペルシア語論文購読会:モフセン・キャディーヴァル「法学者と政治」を読む

日 時 / 第1回 2004年4月13日(火) 午後4時～6時  
第2回 2004年5月19日(火) 午後4時～6時  
第3回 2004年6月29日(火) 午後4時～6時  
第5回 2004年7月20日(火) 午後4時～6時  
第6回 2004年9月21日(火) 午後5時～7時  
会 場 / 同志社大学 今出川キャンパス CISMOR会議室

### 解説

一連の研究会は、2004年3月18日に同志社大学で開催された初回本研究会においてモフセン・キャディーヴァル師が発表した論稿「法学者と政治」(原文ペルシア語)の購読会形式で行われた。イラン本国でこの論稿を掲載した『Aftab』誌は、同国政府当局により発行停止処分を受けた。これを受けて本研究会では、議論を重ねながら綿密に訳出し、日本におけるイラン理解を深めることを目標とした。

イスラームは大きくスンナ派とシーア派に別れる。このうちの少数派であるシーア派では、預言者ムハンマドが最後のメッカ巡礼を行った帰路、ガディール・フンムの泉で休憩し、ここでムハンマドは自分の後継者に彼のいとこで娘婿のアリー(スンナ派のいわゆる第四代正統カリフ)を神の命令により指名したと見なす。もっとも後継者といっても、ムハンマドが最後の預言者であるとされているので、宗教共同体(ウンマ)の指導者としての後継者である。したがってスンナ派が正統カリフと見なす第一代カリフのアブー・バクルから第二代ウマル、第三代ウスマーンを経て第四代カリフ・アリーに至る4人のうちの、アリーに先行する3人のカリフはアリーの正当な地位を奪った篡奪者であるとシーア派は説く。この指導者としての地位はアリーの後、彼の子孫に前任者の指名を介して伝わり、第十二代目まで続いたとし、彼らをイマームと12イマーム・シーア派は呼ぶ。もっとも、イマームすなわち指導者と呼んでも、第四代カリフとしてのイマーム・アリーを除けば、ウマイヤ朝やアッバース朝の支配下で、実際の統治を担ったイマームはいない。

第十二代イマームは幼少の時に姿を隠し(874年小お隠れ)、しばらくは特定の個人をその代理に置いていたが、この特定代理も第四代で途絶えた(941年大お隠れ)とされる。

この大お隠れの後、ウラマー(イスラーム知識人たち)全般がお隠れイマームの代理であるとする見方が生じた。当初はイマームが持つとされる権限の一部を主張したに過ぎなかったが、漸次拡大解釈される傾向を持ち、19世紀のカージャール朝期には、政治面の代理は君主が担い、宗教面はウラマーが担うとする見方が一般的となった。これからさらに歩を進めて、単に宗教面のみならず政治面も含めてウラマー、その中でもイスラーム法学者たちがイマームの代理であり、指導者の地位に立つと論じたのがホメイニー(R.M.Khomeini)のヴェラーヤテ・ファギーフ(Velayat-e Faqih イスラーム統治)論である。

ホメイニーがこのヴェラーヤテ・ファギーフ論を説いたのは1970年であったが、それから9年後のイラン革命(1979年)で、国王が追放され、代わってホメイニーが最高指導者となるとともに、ヴェラーヤテ・ファギーフ論が憲法に織り込まれて、イスラーム法学者による統治体制が成立した。

イラン革命当時、世界の歴史は西洋の歴史展開を基準に測り、革命や新たな国家樹立は西欧の政治理念

に立脚することを当然視する風潮のなかで、非西欧的理念であるイスラームに立脚したイラン革命とその政治理念は当時の人々の常識を覆し、当惑させるものであった。事実、西欧が世界大に拡大した近代以来、非西欧諸国の国家や社会形成の理念は西欧の政治思想や価値観に基づくのが、たとえそれが自由主義であるにしろ、あるいは社会主義であるにしろ、世界的通念となっていた。

イランにおいても、イラン革命まではパフラヴィー王朝の君主制の下で、とくに1953年(アメリカが関与したモサデク政変)以降はアメリカの守護下で、近代化するなかで西欧化に邁進していた。非西欧諸国にとって、目標とすべき国家や社会の形成は近代化であり、それはとりもなおさず西欧化である、とするこの世界的通念に挑み、西欧に替えてイスラームの理念を掲げたのがイラン革命(1979年)であった。この点において、この革命は画期的であったと言える。しかし、その画期性ゆえにその存立は内外からの厳しい試練に立たされている。

ホメイニーは1989年に死去し、ハーメネイが最高指導者の地位を継いだ。それから8年後の1997年、行政府の長である大統領に言論の自由を説くハータミーが選出された。これを機に、ヴェラーヤテ・ファギーフ体制に対する批判の声が吹き出した。

ここに紹介する論は、そうした批判の急先鋒に立つイスラーム法学者キャディーヴァルが2004年早春、同志社大学神学館にて発表したものである。その趣旨は、イスラーム法学者が社会を統治する必要はないし、また、逆にそれは誤りであるとするものである。

キャディーヴァル師(Mohsen Kadivar)は、1958年シーラーズ生まれ、シーラーズ大学電気工学部入学するが中途退学し、その後イスラーム学を学ぶ。1993年にはコム大学で神学・イスラーム学修士号取得、その後イスラーム法学のイジュティハード資格を取得した。その後はタルビヤト・モダリッス大学(テヘラン)博士号を受け、現在は同大学哲学科助教授である。

キャディーヴァル師はまた、アーヤトッラー・モンタゼリー師の弟子であり、イラン国内において、特に学生の間で絶大な支持を誇るイスラーム法学者である。以前はハータミー大統領の顧問でもあったが、1999年の「宗教によるテロリズム的命令の違法性」発言が原因で、1年半以上も投獄された経験を持つ。「言論の自由を守る会」というNGO団体の会長も務めている。

著書に、『シーア派法学における国家論ーイスラームにおける政治思想!』(1999年、テヘラン)、『統治国家ーイスラームにおける政治思想』(1999年、テヘラン)、『宗教国家の懸念』(2001年、テヘラン)など多数ある。

(富田健次 同志社大学大学院・神学研究科教授)

## 法学者と政治<sup>(※1)</sup>

タルビアト・モダッレス(教師養成)大学哲学科助教授  
モフセン・キャディーヴァル  
Mohsen Kadivar

ヴェラーヤテ・ファギーフ(論)は、理論的には200年の歴史を持ち、現実には25年の実績を持つ。「イスラーム共和国」の名の下におけるヴェラーヤテ・ファギーフの実績は、この政治的教説の評価をする上で格好の材料である。ヴェラーヤテ・ファギーフ論は、これを実現したのがシーア派であったとしても、ほかのイスラーム諸派も理論的に思弁の先例として受け入れる素地を持つ。これもシャリーアの諸規定の実施を求め、諸事の執政においてイスラーム法学者たちやシャリーアに通じた人たちが諸事の執政を手にするという、イスラーム的統治の一形態だからである<sup>(※2)</sup>。さらには精神的指導者たちの執政ということで、一神教/非一神教の別なく、ほかの諸宗教においても考えうる宗教的統治の一種と見なすことができる。本稿においてはヴェラーヤテ・ファギーフの論を、その元祖であるところのシーア派世界の領域において考察の対象とする。

はたしてヴェラーヤテ・ファギーフはイスラーム統治の唯一の形態であるのか、それとも別の諸形態であってもそれをイスラーム統治と考え、実現することができるのか?

この重要な問いへの答えは、「イスラーム統治」に関する私たちの理解いかんによる。統治がイスラーム的であることがイスラーム法学者たちによる執政とみなすならば、疑いなくイスラーム統治はヴェラーヤテ・ファギーフと同じ意味になる。ヴェラーヤテ・ファギーフを奉じる人たちは、このような考えを持ち、他のイスラーム的統治の諸形態を公式

には承認しない。『シーア派法学における政府の見方』(テヘラン:1376/1997)にて私が記したように、ヴェラーヤテ・ファギーフはイスラーム統治唯一の形態ではなく、法学者による統治や執政以外のイスラーム統治の具現も可能性があり、そう信じる人もいるので、ヴェラーヤテ・ファギーフが唯一のイスラーム統治と説くことは私が行った考察の結論に反する。ヴェラーヤテ・ファギーフは、それへの批判や否定がイスラームやシーア派から逸脱し、公的な領域におけるイスラームの否定となるような宗教的前提ではない。

そうではなく、『ヴェラーヤトに基づく統治(حکومت ولای)』(テヘラン:1377/1998)と『任命による統治(حکومت انتصابی)』の一連の記事にて論証しているように、ヴェラーヤテ・ファギーフはナグリー(نقلى 聖典とスンナ)、アグリー(عقلی 理性)ともに信頼の置ける典拠に欠けている。このため、シーア派の大半の法学者たちは法学者による政治面のヴェラーヤト(監督・統治)を信じていない。しかし本稿でこれまでの考察の結果を繰り返すつもりはなく、ここでは、統治者における法学者性の条件について諸点を明らかにする。

私の説は要約すれば次の通りである。イスラーム法学者の持つイスラーム法学の知識が、イスラーム社会運営において必要な専門性の1つであったとしても、彼ら自身が直接政治を担うことはシャリーア上の論拠が無く、それだけでなくその(シャリーア)論拠に反している。この説には2つの部分がある。

第1部分(イスラーム法学の知識が、イラン社会

運営において必要な専門性の1つであったとしても、法学者たちが直接政治を担うことは、シャリーア上の論拠が無いこと)について言えば、イスラーム社会においてはイスラーム法学の知識が必要であることは明白である。重要なのは、イスラーム社会におけるその位置を明らかにすることである。イスラーム法学者の基本的な役割は立法にある。イスラーム社会の諸法は当然、シャリーアの諸規定に反してはならない。もちろんこれは次の意味ではない、すなわち、立法権、議会の議員たちはすべて、必ず法学者でありムジュタヒドであるということである<sup>(※3)</sup>。というのも、諸法の多くは大半がシャリーアと矛盾しない、つまりシャリーアの強制事項ではなく禁止も強制もされていない行為「ムバーフ」の領域に含まれるからである<sup>(※4)</sup>。しかし一方で、一部の諸法、すなわち市民法・刑法・商法はシャリーアの諸規定と共通域を持ち、イスラーム法学者の法的評価の対象とならねばならない。

諸法がシャリーアの諸規定と対立しないことを点検するには様々な方法があり得る。たとえば、立法機関の議員にムジュタヒドたちが一部いることである。ミールザーイェ・ナーイーニー師(شیخ محمد حسین نانینی 1860-1936)が、『ウンマへの警告』で記した解決法のように、議会内にムジュタヒドがいるのではなく議会内にシャリーアと諸法の対立をなくす部署を設置し、この部署が議会(مجلس)の議論の対象である諸法を専門的に点検する。この部署がムジュタヒドたちの協力を得る必要があるのは明白である。

第3の方法は、選ばれた法学者たちによる議会承認の諸法に対する監視委員会(هیئت نظارت فقیهان)である。これはアーホンド・ホラーサーニー師(آخوند خراسانی 1839-1911)が認めた方法であり、イラン立憲基本法の補足となり、イスラーム共和国の憲法擁護評議会もこれに由来している。違いは、憲法擁護評議会の法学者たちはヴァリーイェ・ファギーフ(ولی فقیه)による任命であるが、監視委員会

はマルジャエ・タグリード(مرجع تقلید)からの3倍の枠での推薦により、議会の議員たちが選ぶ、もしくは籤で決めるという点である<sup>(※5)</sup>。

たとえ、裁きごとが法学者たちの権能と有名な見解がみなしても、イスラーム法学者たちの専門性は、解釈の淵源(聖典、スンナ、理性とイジュマー)から全般的な諸規定を導き出すことであり、立法の一種であると見られる<sup>(※6)</sup>。しかし個別の問題に一般的な法規定を照合し、判決を出すことは、イスラーム法学者の知識に必要なことを超えるものであり、(法典化された)法律の知識と判決の訓練を必要とするものであって、(かかる)近代法の専門家たちのなしうることであってムジュタヒドやイスラーム法学者を必要としない。

第二の部分は、政治を直接監督することが法学者制の規定に無いことであるが、これに関しては論議と説明が必要である。実際、法学者の指導監督(ヴェラーヤト ولایت)、支配(سلطنة)、執政(رئیسامداری)については論拠が必要であり、元来ヴェラーヤトが無いところに考慮すべき典拠があげられないことは、法学者性が条件にないことと同じである。

換言すれば、問題は次のことにある。すなわち、イスラーム社会の執政の長の職は、なぜ法学者の手にあらねばならないのか、ということである。この鍵的な問いに対する答えは法学に対する我々の理解と期待(の問題)につながる。

イスラーム法学の学問(علم فقه)は、最も重要で気高く、由緒あるイスラーム諸学の一つである。イスラーム法学は、シャリーアの基本的な淵源に基づいて、全般的な諸規定を知る学問である。そして、その枠組みにおいては豊かな力を持つ。しかし、それから法外多大な期待を抱くことはできない。もっともイスラーム法学の学問に近い通常の学問は「近代法学(علم حقوق)」である。イスラーム法学は私法、公法、市民法、刑法、商法、国際法、そのほかに分けられる近代法に類似している。もち

ろん、イスラーム法学の学問は、加えて、イバーダートや飲食の諸規定もある(※7)。近代法は、訴訟やもめ事を解決する上で多大な力を持つ。そしていかなる社会もこの学問を不要とはしない。イスラーム社会でも、イスラーム法学は社会運営上切り離すことができない必須のものである。

しかし、はたして商法でもって経済学は不要となしうのだろうか。はたして社会の経済計画立案を、商法学者たちの手に委ねることができようか。答えは否である。たとえ、伝承(スンナ)に「まず最初にイスラーム法学、次に商い(اول فقه سپس تجارت)」とあっても、法学者は誰一人として、法学者たちだけが商いをする権利を持つというファトワー(法学裁定)を出していない。もしくは商いは法学者たちの監視の下にあってはじめて、シャリーア上許される。そしていかなる種類の商いも法学者たちの許可がなければ無効であり、禁止(ハラーム)であるとファトワーでは言われていない。

そうではなく、この気高き伝承が意味することは、商人がシャリーアの諸規定を知らなければ、商業活動を行うことにおいて、過ち(ハラーム)をおかすかもしれない、ということなのである。よって、彼らがイスラーム的商法についての知識を持つことは必要であるが、この知識はタクリードによって理解することが可能であり、彼らがムジュタヒドでなければならない、ということではない(※8)。商人が商業行為を行う以前から商法を理解している必要はないのである。商人がイスラーム法学者でなければならない、という主張には何の有効な証明もないのである。

それと同様に、憲法や統治法は、政治学によってかわることできない。公的領域における政治的計画や政策決定、または国民の意思決定は、統治法や基本法ではない。イスラーム法学は憲法と同じく結論を述べるのであって、禁止事項(ハラーム)を知らせるが、しかし禁止も強制もされていない行為分野(ムバーフ)の中でどれが最も利益のあ

る公共福祉なのかということは、イスラーム法学者に相談することができる専門の領域外である。政治家や大統領、または統治者などは、イスラーム法学者やシャリーアの専門家の顧問を持つことにより利を得ることができる。だが行政や社会の運営は、政治家であるイスラーム法学者が必ず握っていないなければならないものではない。公的領域の秩序のためには、多くの専門性が必要である。複数の専門家や顧問が、この必要性を満たすことができる。法学的知識の必要性を認めるとしても、タクリードの方法によっても習得でき、イジュティハードの学識の必要はない。

イスラーム社会の統治者や指導者の最も重要な条件は、業務上の知識と誠実さ(کارسانی و امانتداری)、ということである。業務上の知識とは、政治的直観(شم سیاسی)であり、社会運営能力と公的領域における十分な経験を意味する。この重要な役目に関する誠実さは、つまり信頼または宗教的・倫理的資質であり、公正さとも言うことが可能なものである。イスラーム社会の指導者が、ムスリムでなくてはならないことは明白である。

イスラーム社会の執政の長たることはイスラーム法学者性の規定に反するという論拠については、イスラーム法学にはイスラーム法学者(の見解)が一致していることがある。「個別判断(問題設定(تعین موضوع))は、法学者の役目ではない」ということで、この意味は法学者の領域は規則一般であり、主題に関する知識は一般信徒たちにある、ということである。シャリーア一般の領域外における法学者の見解表明はムカッリド(模倣者)への義務をつくりださない。義務者は、個別判断の領域では自身の知(علم خود)によって行動する。例としては白金があり、白金が黄金の規定にあてはまることをいうのはイスラーム法学だが、当の金属が白銀かどうかをいうことは法学者とは関係がない。政治の議題のほとんども個別判断の類である。つまり、特定の時間、特定の場所、特定の状況での

部分的・些細な決定の枠組みである。イスラーム法学者は、かかる事からイスラーム法学者なのであり、個別判断や個別な事柄、そして一般的な法領域の外部では専門性と能力を持たない、という点からイスラーム法学者なのである。

イスラーム法学の一般的な規範における専門性(を備える)のためには、長い年月と詳細に渡るイスラーム法源に関する持続的な訓練を要する。実際このことは、イスラーム法学者が社会的執務を担うのに必要な政治的経験(をすること)から遠ざける。もちろんイスラーム法学の知識と政治とは相互に障害となるものではない。しかし、通常の人間の条件においては兼備されるものではない。

公的領域の監督を担うイスラーム法学者性の規定に関して、クルアーンには何の根拠もない。つまり、クルアーンのどの章句もそのような規定を示唆していないのである。預言者のハディースやイマームたちのハディース(言行録)でも、信頼できる根拠を持って、この条件を確立させるものはない。これらのハディースには、イスラーム法学者の重要な役割は信仰の普及とシャリーアの諸規定の布教と示されており、彼らによる統治や支配のことは言及していない。イスラーム法学者たちなど信仰の学者の(行う)根本的な役目は、信仰の守護者たち(اولیای دین)に従うこと、クルアーンの章句の朗読、教育、そして浄化(تزکیه)ということである(※9)。公的役割や義務を行うのは一般市民の務めであって、法学者の特殊義務ではない。より多くの知識を持つことは非常に強い義務を負うことになるのだが、法学者たちに義務を独占的に割り当てほかの人々の義務を免除することにはならない。イジュマーや理性などの他のシャリーアの法源も、公的領域の運営の義務を法学者だけの専取とすることを支持していない。

ヴェラーヤテ・ファキーフは、シャリーアに根拠があることよりも、哲人王の見解、またはプラトンの統治の哲学に依拠しているとみられる。「王に哲学

を教育するか、哲学者が支配者となるか」ということである。プラトンの政治哲学にある全ての難点がヴェラーヤテ・ファキーフ、または法学者貴族制(ارستوکراسی روحانیون)を基盤とした政治哲学にも存在する。

クルアーンやスンナの政治哲学は、プラトンの師であるソクラテスの考え方、つまり人間の内面からの変容ということにより多く適合している。預言者たちは、人間の魂を変えることで世界を変えるべく出現した。つまり、良心と個人の内面の変化から社会の変化へ向かうということである。権力や社会支配の掌握によって人々を変えることによるものではない。慈愛の宗教の信仰は、非根源的で外面的な後者より、基盤的で根源的な第1の方法によって前進する。このことは、イスラーム社会の義務を忘却するという意味ではなく、外面的・社会的な義務より、内面的変化に重点を置いているということである。

最後は、「誰が支配者になるべきか」より、より重要なのは「どのように支配をすべきか」ということである。社会の運営方法は、統治者の条件より重要な論題であり、重要なことは社会が公正で科学的に民主主義的に運営されているか、なのである。民主主義の意図は、シャリーアのムバーフの範囲内で公的な同意に留意することである。万が一、シャリーアの義務の範囲内で公衆の意向が信仰と相反したら、この社会は信仰の支柱から逸脱していることになる。学者はこのような条件下で重大な義務があり、文化的運動を通じて人々に宗教的義務を自覚させるために、宗教的規範を知らしめることに責任がある。明らかかなことはかかる条件の下で力を用いたり、シャリーアの諸規定の実施を強要することや効用をもたせることはあるべきでない。信仰は常に自由と自由意志(اختیار و آزادی)でもって前進する。

1382年エスファンド月28日、京都にて

諸事についてその学者の見解に従うものとされる。

- 1) 2004年3月18日開催本研究会での発表原稿
- 2) 「シャリーア」とは、イスラーム法を指す。
- 3) 「ムジュタヒド」とは、イスラーム法学者の中でも、自分自身の解釈・判断によってイスラーム諸学についての判断を下す資格を持つ者。
- 4) ムスリムの生活にかかわる全ての行為・事項は、通常①義務、②推奨、③許容(ムバーフ<sup>حلال</sup>)、④忌避、⑤禁止(ハラーム<sup>حرام</sup>)の5範疇に分けられる。
- 5) 「ヴァリーイェ・ファギーフ」とは、第12代イマームがイマームの位を継いで以来、今日に至るまで、ムスリムたちを指導・監督するのは、本来このお隠れイマーム(第12代イマーム)であるが、その代理として、ムスリムたちの指導・監督の役目を担うイスラーム法学者を言う。具体的には、現イラン・イスラーム統治体制で故ホメイニーや現在のハーメネイが就いている最高指導者としてのイスラーム法学者を指す。  
「マルジャエ・タグリド」とは、12イマーム派で、イスラーム法学の最高有識者として、その法見解に従う一般信徒を有するイスラーム法学者。  
憲法補足第二条  
隠れたイマーム(神よ、その出現を早からしめたまえ)の助力と加護によって設立され、イスラームの学者たち(神よ、その教を増したまえ)の監督の下におかれ、また全国民によって設置された神聖なイラン議会は、その立法を持って、イスラームの神聖な原則と、預言者(神の恵みが彼とその子孫にありますように)の法に決して違反してはいけない。  
イスラームの学者たち(神よ、その長寿を伸ばしたまえ)のうえに、議会の承認した法律とイスラームの原則との間の如何なる矛盾をも解決する義務が課されていることを、ここに確認する。  
したがって、五人以上からなる宗教的情操豊かで、時代の要請に応じたウラマー団を制定することをここに定める。  
シーア派教徒から承認されたウラマーとイスラームの学者たちは上述の資格ある二十名のウラマーを指名して議会に上申する。議会は投票による全会一致、ないし籤で、そのうち五名ないし五名以上を選出し、これらを議会の正式議員として認める。議会に提出された法案を彼らが審議し、イスラームの神聖な原則に違反する法案が法律として成立できないように彼らが廃案にする権利を認める。この点に関するウラマー団の決定は最終的で、何人も従わなければならない。この条項は、隠れたイマーム(神よ、その出現を早からしめたまえ)の到来まで変更されることはない。(第二条にウラマー団の条文があるが、のちには実際に行われることはなかった。)  
出典：加賀谷 寛『イラン現代史』近藤出版社1975年、196-197。
- 6) シーア派では、イスラーム法における法解釈を行う際の典拠として、クルアーン、スンナ(預言者およびイマームたちの言行と黙認事項)、イジュマー(合意)、アクル(神授の理性)の4法源がある。
- 7) イバーダートは「宗教儀礼」などと訳され、具体的には礼拝前の浄め、礼拝、ザカート(喜捨)、サウム(断食)、巡礼のこと。
- 8) タクリドとは、信徒がイスラーム法学者の見解に従うこと。タクリドをする信徒をムカリド(従う人、模倣する人)とよび、それに対して模倣される人をムカッラド(追従される人)とよぶ。シーア派では、一般信徒はという、イジュティハードというイスラーム法学上の解釈行為が可能な「ムジュタヒド」とよばれるイスラーム法学者の中で、自らのムカッラドを選び、

- 9) 「信仰の守護者たち」とは、シーア派では通常は聖イマームたちをさす。キャディーヴァル師は、ルーホッラー・ホメイニー師についてはそれが例外的にあったと述べた。